



住宅用火災警報器は、 設置・点検・交換が大切です。



住宅用火災警報器は、火災の「煙」や「熱」を自動的に感知して警報する機器です。火災による死者のうち、**半数以上の人**が逃げ遅れにより亡くなっています。住宅用火災警報器は、火災の早期発見に非常に有効であることから、**設置が義務**となっています。あなたの大切な命を、そして家族を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。



【設置場所】

逗子市火災予防条例で住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準が定められています。

寝室
階段室
台所

※居室でも、寝室として利用する場合は設置が必要です。



詳細はこちら

感震ブレーカーを知っていますか？

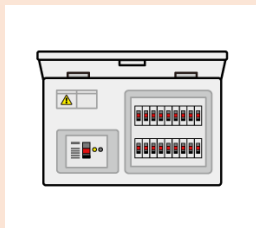
東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

このような地震火災対策に効果的とされるのが「**感震ブレーカー**」です！！

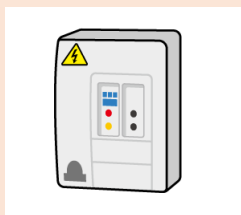
感震ブレーカーって何??

地震発生時に設定値以上の揺れを感じた際に、自動的に電気の供給を遮断する器具です。感震ブレーカーは、不在時や避難時にブレーカーを切る余裕がない場合に地震火災を防止する、**非常に効果的**なものです。感震ブレーカーは主に、4つの種類があります。

分電盤タイプ(内蔵型)



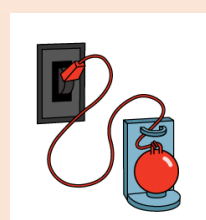
分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ



詳細は、逗子市ホームページ
をご覧ください

問合せ 逗子市消防本部
消防予防課
TEL 046-871-4326

※電気工事が必要なものは、有資格者による工事が必要です。

救急車？病院？迷ったら



☎ #7119



かながわ救急相談センター

詳細はこちら

24時間 365日看護師・相談員が対応

例

急な病気・ケガで迷ったら

例

- ・意識がない、呼吸がない、反応がない
- ・突然の胸痛、激しい頭痛、四肢の麻痺
- ・大量の出血 ……等

- ・転倒し肘や膝を擦りむいた、ぶつけた
- ・咳が止まらない、熱が治まらない
- ・鼻血が止まらない ……等

☎ 119 番通報を！



まずは☎ #7119 に電話



看護師などの専門スタッフが
応急手当・病院案内など、
救急車が必要なのかを
判断してくれます!!



聴覚障がいをお持ちの方は、FAXにより医療機関案内がご利用できます。045-242-3808

小児の「急な病気・ケガ」で迷ったら…



☎ #8000



365日対応 相談時間:18時～翌8時

高齢者の「ころぶ」事故防止！

- ◆個人にあった適度な運動をしましょう。
- ◆日頃から自宅の環境整理をしましょう。
- ◆段差のある場所に滑り止めを設置しましょう。

広告掲載

(8×21 cm)